

令和7年度公共交通スマートチャレンジ月間 実施要項

令和7年7月

第1 趣旨

バスや鉄道などの公共交通機関の利用者は、従来からの人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新しい生活様式の定着等によりかつてないほどに減少していることから、路線の廃止・撤退等の恐れが高まっており、地域の利便性を維持するため、一人ひとりが公共交通を利用していく必要がある。

また、近年の過度な自動車利用の傾向は、CO₂排出量の増加や交通渋滞・事故の発生など、様々な問題も引き起こす原因の1つとなっている。

そこで、鉄道やバスなどの公共交通機関を、日常の生活行動に合わせて、ムリなく、できる範囲で利用し、車とのスマートな使い分けに挑戦することにより、CO₂削減や公共交通体系のあり方などについて、県民、事業者等の意識の醸成を図り、持続的な生活環境の形成を促すことを目的として、「公共交通スマートチャレンジ月間」（以下「スマチャレ」という。）を実施する。

第2 実施主体

岩手県公共交通利用推進協議会（会長：岩手県知事）及び岩手県

第3 実施時期

令和7年9月1日(月)から10月31日(金)まで ※61日間

第4 対象地域

岩手県内全域

第5 対象

趣旨に賛同する県民（事業所（企業・団体・官公庁等）・個人）等

第6 実施内容

以下の場面で、実施者の環境条件（勤務状況や交通手段の状況など）に応じて各自可能な取組を実施する。

（1）通勤・仕事で「スマートチャレンジ」

- ① 自家用自動車による通勤から、鉄道やバス、自転車・徒歩など環境にやさしい交通手段で通勤する。
- ② 工作中において、出張等に出かける際に鉄道やバスなど環境にやさしい交通手段を利用する。

(2) 私生活で「スマートチャレンジ」

買い物やレジャー等で行く際に、環境にやさしい交通手段を利用する。

第7 参加方法

(1) 通勤・仕事で「スマートチャレンジ」

- ① 新規参加者の募集は、県ホームページ、SNS 及びチラシ等により行う。
- ② 新規参加者の募集期間は、事業所は令和7年8月25日(月)から、個人は令和7年9月1日(月)からとする。
- ③ 趣旨に賛同し、事業に参加する事業所は、事業推進担当者として、「チャレンジ推進員」(以下「推進員」という。)を設置する。
- ④ 新規参加事業所の推進員は参加人数を取りまとめ、「公共交通スマートチャレンジ月間参加登録書」(様式1)を事務局に提出する。(令和6年度に参加した事業所の提出は不要とする。)
- ⑤ 趣旨に賛同し、事業に参加する個人は、申込専用フォームへの必要事項の入力により参加登録を行う。
- ⑥ 事務局は、参加事業所のうち希望するものを県ホームページにより公表する。
- ⑦ 事務局は、スマチャレや公共交通事業者に関する情報を県ホームページ等により公表し、参加者あて情報提供を行う。
- ⑧ 推進員は、スマチャレの終了後、「公共交通スマートチャレンジ月間取組内容報告書」(様式2)を事務局あて提出するよう努めるものとする。

(2) 私生活で「スマートチャレンジ」

- ① 買い物やレジャー等で行く際に、遠方は鉄道やバス、近隣は自転車・徒歩など環境にやさしい交通手段を利用する。
- ② 公共交通機関を利用して出かけた際にはSNSに「#スマチャレ」をつけて投稿し、公共交通機関を利用した移動を各参加者がPRする。

第8 広報

- ① 事務局は、交通政策室Xアカウントを利用し、公共交通機関を利用した観光地へのアクセス、切符に関する情報等の発信を行う。
- ② 関係自治体、交通事業者においても、第8①同様積極的な情報発信を行うよう努める。
- ③ SNS投稿時には「#スマチャレ」をつけて投稿することで、情報の集約を図れるよう努める。

第9 事務局

事務局は、岩手県ふるさと振興部交通政策室内に置く。

第10 その他

- 1 令和6年度に参加登録を行った事業所については、特段の申出がない限り令和7年度においても参加を継続するものとして扱う。
- 2 この要領に定めるもののほか、スマチャレの実施に際し必要な事項は別に定める。